

令和元年第5回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

（追加）

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第96号議案	吉川市印鑑条例の一部を改正する条例	1

第96号議案

吉川市印鑑条例の一部を改正する条例

吉川市印鑑条例（昭和58年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u>	(登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>成年被後見人</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月13日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に鑑み、印鑑の登録資格を改めたいので、この案を提出するものである。